

定期保険を使った節税対策

Q : 当社は3月決算の会社ですが、今期は思わぬ利益が上がったため節税対策を考えています。定期保険を活用する対策があるようですが、どのようなものですか？

A : 一般的には、次のようなものが対策に使われています。

【解説】

定期保険とは、基本的に掛け捨てで満期保険金のない保険です。保険料が安く保障が大きいことから、役員の方々に備えて加入するといった使い方が一般的に行われています。

契約形態を次のようにしますと、支払った保険料は保険期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

契約者・保険金受取人＝会社、被保険者＝役員又は従業員

ただし、この場合において、保険料を一時払いや前納した場合には、その支出した保険料の額のうちその事業年度の保険期間に対応する部分の保険料だけが損金に算入され、残額は資産に計上することになります。

なお、保険料を年払い契約にした場合には、その年払保険料の全額がその払い込んだ事業年度の損金にできるとされていますが、額が多額であって課税上弊害があると認められるような場合や利益の繰り延べ目的で加入したと認められるような場合には課税上、問題が生じる場合がありますので、注意してください。

※保険期間が長期である定期保険や保障が増えていく定期保険は取扱いが異なります。

